

この書類は、お子様のマイナンバーカードの申請書です。出生届と併せて申請する場合にのみ使用するものです。
令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化により健康保険証の新規発行が廃止されますが、出生届と併せてこの申請書を窓口まで提出いただく
ことで、顔写真が省略されたマイナンバーカードが速やかに発行され、住所地または④に記載された宛先へ転送不要で簡易書留等により郵送されます。
マイナンバーカードの発行をお急ぎの方は、裏面「記載の見本」を参考に、事前に記載いただき、必ず出生届と併せて届出先市区町村窓口へ提出ください。

申請方法の詳細は、ホームページで御案内していますので、右の二次元コードからアクセスください。

1歳未満のお子様のマイナンバーカードについて



<マイナンバーカードの申請に関するお問合せ先>

前橋市市民部市民課マイナンバーカード係

027-898-6101（お電話またはホームページからお問い合わせください）

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛 (出生届の届出地市区町村長 宛)		個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書	
申請にあたり、以下について記入してください。 ☒ 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです ☒ 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます			
①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない	
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】	
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】			
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由			
⑥連絡先電話番号【必須】			

(注)
①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。
※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村へその旨を申し出てください。

●記載いただく事項について●

・お子様の氏名と①(※)、②、③、⑥は必ず記載ください。

(※)利用者証明用電子証明書の発行を希望されない方は、①の暗証番号を記載せず右欄にチェックください。チェックされますと、健康保険証として利用できません。

・①、②、③はカードに設定する数字4桁の暗証番号です。3つとも同じ番号を設定いただくことも可能です。

・こちらの書類は出生届を提出後、返却されませんので、暗証番号はお忘れないようお控えください。

<記載の見本>

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

☒住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

(お子様の)氏名

前橋 太郎

①利用者証明用電子証明書暗証番号

1

2

3

4

☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない

②住民基本台帳用暗証番号【必須】

1

2

3

4

③券面事項入力補助用暗証番号【必須】

1

2

3

4

④個人番号カード送付先

【住所地以外への送付を希望する場合】

※※住所地以外で受取りを希望される方は記入ください 例) 〒×××-×××× 東京都〇〇区～

⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由

※※④を記入された方はその理由を記入ください 例) 里帰り出産で住所地を不在のため

⑥連絡先電話番号【必須】

080-××××-××××

※諸事情により住所地での受取りが難しい方へ

必須事項のほか④、⑤も記入ください。送付物の宛名にお子様の氏名が表記され、転送不要郵便として発送されます。確実に受取りできることを郵便局へ事前に御確認ください。

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書・インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村へその旨を申し出てください。